

事務連絡  
令和3年7月26日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課長

### 剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について

標記については、令和2年8月17日付け基安化発0817第1号「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」（令和2年10月19日付け一部改正）を令和3年7月5日付けで一部改正し、当該通知（以下「改正通知」という。）を傘下の会員事業場等に対して周知いただくとともに、法令で規制されているか否かにかかわらず、化学物質の危険有害性を踏まえた適正な使用について注意喚起をお願いしたところですが、当該改正に当たり参考としたデータについて確認が必要であることが判明したため、当面の間、当該改正の適用を保留することとします。

つきましては、改正通知の取扱いにご留意いただきますようお願いいたします。

なお、改正通知を踏まえ既に実施している工事については、改正通知を参考にばく露防止のための措置を徹底していただきますようお願いいたします。